

金沢市発注工事の下請負契約における社会保険等加入対策について

若年者等の新規入職者を拡大し、将来における建設産業の担い手を確保するため、建設産業における雇用環境改善の一環として対策を行うものです。

平成30年4月1日以降に契約を締結する全ての市発注工事（金沢市企業局、金沢市立病院含む。）について、受注者が、社会保険等（雇用保険・健康保険・厚生年金保険）に加入していない者と下請負契約（一次下請負契約）を締結することを禁止します。

社会保険等未加入の者と下請負契約を締結していた場合は、下請負人に対し、**加入指導・関係機関への通報等**を行うほか、受注者に対して**指名停止措置等**を行う場合があります。

市発注工事を受注された場合は、下請負人の選定について、保険料の領収書等により社会保険の加入状況を確認するなど、十分ご注意ください。よろしくお願いいたします。

※各保険の根拠法において**適用除外とされている者**（従業員を雇用していない個人事業主など、法律上の保険加入義務がない者）と**下請負契約を締結することは問題ありません。**

<社会保険等加入対策の対象及び確認方法>

平成30年4月1日以降に金沢市と契約を締結する全ての工事が対象となります。また、社会保険等加入状況の確認は**受注者から提出された施工体制台帳をもと**に行います。

<指導等の対象となる下請負契約の種類>

建設業許可を有する建設業者との建設工事に関する下請負契約が対象となります。

なお、**建設業許可を有しない者**との下請負契約は本市の指導等の対象とはなりません。社会保険等への加入は**法律上の義務**であることや、**建設業の将来の担い手確保**などの観点からも**社会保険等に加入している事業者との契約締結に努めて**いただくようお願いします。

<元請負人が下請負人の社会保険加入状況を確認する方法>

一次下請負人に、**保険料の領収証書・納入証明書等の写しを提示させる**などの方法により**確認**してください。

二次以下の下請負人についても同様に、再下請負契約を締結する際に同様の方法で確認するよう一次以下の下請負人にもご指導ください。

<社会保険等の適用事業所の要件>・・・別添参照（国土交通省資料）

| 保険の種類 | 適用事業所の要件 | 所管行政庁 |
|----------------|--------------------------------|---------------------|
| 雇用保険 | ・労働者を一人以上雇用する事業所 | 公共職業安定所 (ハローワーク) |
| 健康保険 厚生年金保険 | ・全ての法人事業所 ・常時5人以上の従業員のいる事業所 | 年金事務所 |

※社会保険等の加入の有無に関する詳細は所管行政庁にお問い合わせください。